

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和5年6月20日午前9時00分琴平町総合センター2階大ホールに召集する。

出席委員		欠席委員	
4	山田 悟	9	森本 初美
1	大森 薫之	10	大場 重信
2	都村 尚志	11	山本 重憲
3	西島 好弘	12	宮脇 久雄
5	宮武 悟		
6	神餘 哲夫		
7	松浦 修		
8	高尾 剛		

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二
書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は10番の大場委員と、12番の宮脇委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号1 農地法第3条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号1 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所は、金倉川の東橋の左岸側から東へ約50mに位置する農地です。労働力不足により農地の維持が困難となっている譲受人と対象農地に隣接する譲受人が家庭菜園として農地を利用し、維持していくということで話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号1について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。農地を維持することが困難となっていた譲渡人が対象農地に隣接する譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請となりました。家庭菜園として利用して今後、農地を維持していくようです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号1について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号1について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号1 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第1号2 農地法第3条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号2 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所は、仲多度南部消防組合消防本部から西へ約240mに位置する農地です。譲渡人は県外に居住しており、管理が困難となっていたところ、申請地の隣に居宅のある譲受人が利用することで話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法

第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号2について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。農地の所有者は県外に居住しており、農地を管理することが困難となっていました。申請地の隣に居宅のある譲受人が利用するというで話がまとまり、今回の申請となったようです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号2について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号2について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号2 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第1号3 農地法第3条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号3 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所は、町道苗田本条線と町道阿波町線の交差から南へ約50mに位置する農地です。譲渡人は県外に居住しており、管理が困難となっていたところ、申請地の隣に居宅のある譲受人が利用することで話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号3について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。農地の所有者は県外に居住しており、農地を管理することが困難となっていました。申請地の隣に居宅のある譲受人が利用するということが話がまとまり、今回の申請となったようです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号3について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号3について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号3 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号3 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第1号4 農地法第3条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号4 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、県道丸亀三好線と町道柳ノ鼻高篠線の交差から東へ約100mに位置する農地です。譲渡人は町外に居住しており、管理が困難となっていたところ、申請地の隣に居宅のある譲受人が家庭菜園として利用することで話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号4について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。農地の所有者は町外に居住しており、農地を管理することが困難となっていました。申請地の隣に居宅のある譲受人が家庭菜園として利用するということが話がまとまり、今回の申請となったようです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号4について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号4について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号4 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号4 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第1号5 農地法第3条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号5 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、旧金毘羅大芝居金丸座から南西に約20mに位置する農地です。譲渡人は県外に居住しており、管理が困難となっていたところ、申請地の隣の住宅を購入した譲受人が住宅と併せて家庭菜園として利用することで話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号5について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。農地の所有者は県外に居住しており、農地を管理することが困難となっていました。申請地の隣の住宅を購入した譲受人が家庭菜園として利用するということがまとまり、今回の申請となったようです。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 議案第1号5について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号5について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号5 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号5 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 議お手元の議案書6ページをご覧ください。
農用地利用集積計画総括表 申請番号1～7について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。
よろしく願いいたします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2**について事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書10ページをご覧ください。
農用地利用集積計画総括表 申請番号1について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々

に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和5年6月30日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

会長 議案第3号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について、決定することにご異議はございませんか。
「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

多数挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 次回は、新たに改選された農業委員として令和5年7月20日(木)午前9時から琴平町役場3階大会議室で行います。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。